

【申請にあたっての同意事項】

1 変更（転園）が決定した場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用することはできません。必ず変更（転園）先の保育所等を利用していただくことになります。

2 利用調整により、変更（転園）できなかった場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用していただくことになります。

3 変更申請については、1月利用調整まで有効となります。変更（転園）希望がなくなり、申請を取り下げたい場合は、各月申込締切日までに保育幼稚園課にご連絡ください。直近の提出期限までに取下げの連絡がない場合は、変更希望があるものとみなして、利用調整を行います。

4 変更申請後に市外へ転出（引越）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合は、変更申請を取り下げます。また、面接実施後や利用決定後に市外へ転出（引越）した場合や、利用中の保育所等を退所した場合も、原則利用を取り消します。

令和 年度利用保育所等変更申請書

(あて先) 川口市長

上記同意事項に同意のうえ、現在利用している保育所等を変更したいので、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

申請者 保護者住所

ふりがな

保護者氏名

電話番号 () (父・母・他)

※申請について確認のご連絡をすることがありますので、繋がりのやすいかたの番号をご記入ください。

ふりがな	性別	生年月日	令和 年 月 日	歳児	
申込児童氏名	男・女				
利用変更希望月	令和 年 月	利用中の保育所等の名称			
利用変更希望月が4月の方のみいずれかにチェック (✓)	☐ 4月のみ変更希望 (4月に変更できなかった場合、変更申請を無効とし、取り下げる)				
	☐ 5月以降も変更希望 (4月に変更できなかった場合、変更申請を有効とし、1月まで選考にかける)				

変更を希望する保育所等の名称 (川口市内の保育所等のみ記入してください)

希望順位	施設コード	施設名	希望順位	施設コード	施設名
第1希望			第6希望		
第2希望			第7希望		
第3希望			第8希望		
第4希望			第9希望		
第5希望			第10希望		

※保育所等は20か所まで希望できます。11か所以上希望がある場合は、別紙に記入のうえ、本申請書に添付してご提出ください。

同居の家族の状況 (上記申請保護者、申請児童以外すべての方を記入してください)

ふりがな	児童との続柄	生年月日	職業、学校、保育施設名等
氏名		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

どちらかに○をつけてください。

同居世帯者の中で 障害者手帳交付者	無 ・ 有	外国籍の保護者	無 ・ 有 (父 ・ 母)
----------------------	-----------------	---------	--

※裏面も必ずご確認ください

【兄弟姉妹と同時に申請をする方】

次の1又は2に記入してください。※どちらにも該当する場合は、2のみ記入してください。

1 現在、兄弟姉妹が保育所等を利用しており、変更申請をするお子さんが同時に2人以上いる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ① ☐ 同時期・同施設（兄弟姉妹が同一時期に同一保育所等を利用できるまでは現在利用中の保育所等を利用する）
※兄弟が同じ保育所に内定した場合、申込は取下げとなります。

- ② ☐ 同時期・別施設（兄弟姉妹と同一時期であれば別々の保育所等でも変更を希望する）

- ③ ☐ 別時期・別施設（兄弟姉妹と同一時期に保育所等を利用できなければ、先に1人でも変更を希望する）

②又は③に該当する場合は、いずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ア ☐ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への変更を優先する）

- イ ☐ 希望順位優先（兄弟姉妹、同じ保育所等よりも希望順位の高い保育所等への変更を優先する）

2 変更申請をするお子さん以外で、新規利用申込済又は新規利用申込をするお子さんがいる場合

以下の条件について、該当するいずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ④ ☐ 新規利用申込のお子さんと同じ保育所等を利用できる場合のみ、変更を希望する。

※新規利用申込のお子さんと同じ保育所等の利用が決まった場合は、以降の選考を行いません。
（新規利用申込のお子さんが、異なる保育所等に利用内定した場合は、ご相談ください。）

- ⑤ ☐ 新規利用申込のお子さんの利用先保育所等に関わらず、変更を希望する。

⑤に該当する場合は、いずれかの口欄にチェック（✓）をしてください。

- ア ☐ 兄弟同一施設優先（希望順位よりも兄弟姉妹、同一保育所等への利用を優先する）

- イ ☐ 希望順位優先（兄弟姉妹、同一の保育所等よりも希望順位の高い保育所等への利用を優先する）

～保育所等を記入する際の注意事項～

選択番号	注 意 事 項
①	すべての希望順をそろえて記入してください。兄弟が同じ園に内定した場合、申込は取下げとなります。
②-ア ③-ア	同時に利用をしたい保育所等までは、希望順をそろえて記入してください。
②-イ ③-イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。
④ ⑤-ア	同時に利用をしたい保育所等までは、現在利用中の保育所等も含めて希望順をそろえて記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の③-アを記入してください。
⑤-イ	それぞれが利用をしたい希望順で記入してください。 新規利用申込のお子さんは、利用申込書裏面の③-イを記入してください。

【申請後の流れ】

1 利用調整により、変更（転園）が決定した場合の流れは、次のとおりとなります。

（1）変更希望月が5月から1月までの場合

利用開始決定となった月の前月中旬頃に、現在利用中の保育所等から直接ご連絡します。

（2）変更希望月が翌年度4月の場合

1次受付については郵送、2次受付については現在利用中の保育所等から直接ご連絡します。

※（1）、（2）どちらの場合も、決定保育所等に連絡をしていただき、お子さんと一緒に面接を受ける必要があります。なお、変更（転園）が決定した場合は、現在利用中の保育所等を引き続き利用することはできませんので、ご了承ください。

2 利用調整により、変更（転園）ができなかった場合は、「保育所等利用保留通知書」を郵送します。 翌月以降の結果については、変更（転園）が決定した場合のみ現在利用中の保育所等からご連絡します。

3 変更申請については、1月利用調整まで有効となります。2、3月については、翌年度4月の利用調整を先に実施することにより、空きがあった場合も変更（転園）することはできません。変更希望がなくなり申請を取り下げたい場合は、各月申込締切日までにご連絡ください。

提出先：保育幼稚園課（郵送可）又は現在利用中の保育施設

添付書類：保護者の保育の必要性の事由を証する書類（就労証明書等）、保護者の在留カード（写し）等
※書類に不備があると、利用調整を行うことができません。

提出期限：（1）変更希望月が5月から1月までの場合

変更希望月の前月5日（5日が閉庁日の場合は、翌開庁日） ※保育幼稚園課必着

（2）変更希望月が翌年度4月の場合

年度により提出期限日が異なりますので、詳細については市ホームページ等をご確認ください。

郵送の場合の宛先：〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 子ども部保育幼稚園課 入所係宛

※保育所等に書類を提出する場合は、提出期限までに保育幼稚園課へ間に合うように提出してください。

※申請書類の提出後に希望保育所等を変更したい場合は、提出期限までに「申込内容変更届」を提出してください。